

マネージメント・レター 214

「定款の変更について」

上場会社の株券が2009年6月より電子化されます（努力目標は2009年1月から）。現在お持ちの株券の名義がどうなっているかを確認しておく必要があります。本人名義であれば特に何もなくても発行会社から確認の通知がきて終了となります。ところがお持ちの株券が本人名義になっていない場合があるようです。その時には名義の書換えをしておかないと現在の株券の名義で電子化されてしまいますので売買する時になって慌てることにならないように注意しましょう。また株券が電子化されてしまいますと現在お持ちの株券は紙切れになってしまいます。売却するときには証券会社の口座を開設してからの売買になりますので、タイミングの良い売買ができなくなる可能性がありますので、上場会社の株券をお持ちの方は一度確認をしてみることをお勧めします。

ところで、平成18年5月1日から会社法が施行されたことにもない、株券が原則不発行になりました（会社法214条を読み替え）。それ以前に株式会社を設立している企業は、商法の規定にのっとり原則株券の発行をするということになっていましたので、そのような定款になっている企業も多いかと思います。ただ設立時の発行は省略できるなど、商法も例外規定を設けていましたので混乱はありませんが、株主の変動がほとんどない企業の方々などは定款の削除をしておくのも一考ではないかと思います。今回の会社法は定款自治の立場を尊重した法律になっていますので、将来に備えていまのうちに整備しておくのはいかがでしょうか。

現在商法の役員任期を引きずって今年役員変更を迎える企業もいらっしゃると思われますので任期期間変更のタイミングにあわせて株主総会のときに定款変更の議事をしておくトラブルもなくスムーズに変更ができます。ただし費用はかかってしまいますので担当者と検討して御社に最善の方法を検討してみてください。

 今月のワンポイント 

桜の効用 ~ 樹脂は漢方薬にも使用され、湿疹や蕁麻疹に効くとされており、皮の抽出エキスは市販の咳き止め薬にも使用されています。花びらの芳香成分は気分を明るくし食欲増進や二日酔いに効果があるそうです。これからの季節お花見はいかがでしょう。